

できたこと、 できなかったこと

福島大学行政政策学類教授

今井 照 氏



■本書の意義

本書に掲載されている写真や文章を見て改めて思ったことは、あの原発事故(東京電力福島第一原子力発電所過酷事故)は何だったのだろうということだ。まだまだ現在進行形なので過去形で書くのには気が引けるが、社会的にはこの問いに対してまだ答えを見出していないのではないか。

大仰に聞こえるかもしれないが、大熊町がこの震災記録誌を取りまとめ公刊することには世界史的な意義がある。できれば世界中の人に読んでもらいたい。それが無理だとしても、後世の歴史家が何かの機会に読んでくれたらありがたい。いずれ答えを出すためには、本書のようなヒントが必要なのだ。だからこうして文字に残すということが、原発事故を体験した私たちにできる使命であり、責務だと思う。

■発災時の対応

原発事故発災時、国は大熊町に関連する避難指示を3回にわたって発している。3回目の20km圏避難指示が出たのは2011年3月12日18時25分だが、大熊町はその日早朝の10km圏避難を全町避難ととらえ、10～20km圏の町民を含めた全町民を誘導している。ほとんど情報が遮断されている中で、いち早く町民の安全を確保しようとしたことは高く評価されるべきだ。自治体の最低限にして最大の使命は住民の安全と生命を守ることだからである。

国の2回目の避難指示の際に細野豪志内閣総理大臣補佐官(当時)から町長に電話があったという。私の知る限り、国から直接、自治体に対して連絡があったのは、大熊町においても、双葉郡内町村においても(単純化すると3回の避難指示×8町村=24回の中で)、この1件以外には存在しない。つまり緊急時には情報は伝わらないものなのである。役場内の組織においても同様だ。だから国や県、あるいは上位組織に依存せずに、その場その場で決断することが求められる。これは住民も含め、日頃からの政策過程で習熟しておかなければならない技術なのだ。

■避難時の対応

田村市や三春町から会津若松市へ避難先を移すことには大きな決断が必要だったと思う。葛尾村は会津坂下町へ、楡葉町は友好都市であった会津美里町に役

場などを避難させているが、大熊町の場合には現在に至るまで会津若松市を中心に避難が続いていることに明らかなように、大規模で長期間にわたる避難先選択だった。当時の切羽詰まった環境の中でこのような重い決断をされた方々には頭が下がる思いだ。

各地で事業継続計画が策定されようとしているが、少なくとも庁舎が機能しない時にどのように行動するかは考えておくべきだろう。もちろんその前提として、市民をどこまでどのように避難させるかという避難計画を、机上の空論ではなく具体的に現実的に立てる必要がある。

大熊町が避難先で一早く町立の小中学校を開校したのは英断だった。よく言われるように、学校は地域社会の拠点であり、象徴でもあるからだ。それだけ長期的な展望を見据えていたということに他ならない。ただ、時間の経過は冷酷でもあり、しだいにその役割も変化していくだろう。日々、見直すことも必要になる。

■「復興」への道

残酷なことに原発事故にはすっきりした解決方法がない。そもそも原発という技術そのものが完結していないのだから、お金をかければ何とかなるというものでない。しかも既に事故が起きてしまったので、取り戻せないことが多すぎる。チェルノブイリでも、事故から30年を過ぎたのに今でも新しい知見が出てきている。

まずはこのことを正面から引き受けて、日本や世界の人たちと共有化する必要がある。安易な道はないし、なかったことにすることもできないということをおわかってもらうしかない。逆に目先の対策でごまかそうとする動きには注意しなければならない。スタートはそこからだ。

復興には「生活の再建」と、地域という「空間の再興」との2種類がある。もっとも大事なのはそれぞれの人たちの生活を再建することだ。空間の再興を急がせることはない。むしろ急ぎすぎる空間の再興は身の丈に合わない過大な債務を背負うことになり、結果的に復興を遅らせてしまう。大熊町はそういう岐路に立たされている。

改めて大熊町に関係するすべての人たちに敬意を表したい。

資料編

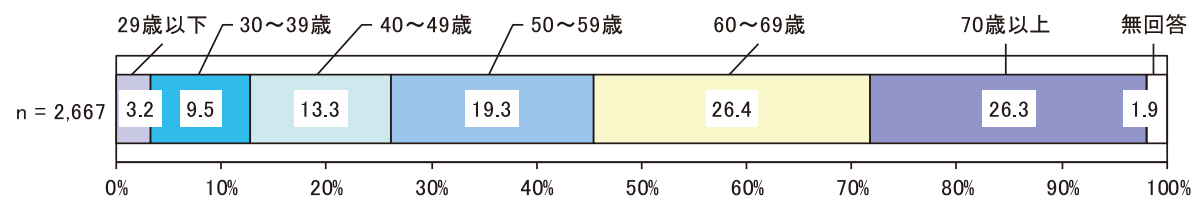
大熊町住民意向調査 調査結果（速報版）

復興庁
福島県
大熊町

調査の概要

1. 調査対象：世帯の代表者（5,331 世帯）
2. 調査時期：平成 27 年 8 月 3 日～8 月 17 日
3. 調査方法：郵送配布、郵送回収
4. 回答者数：2,667 世帯（回収率 50.0%）

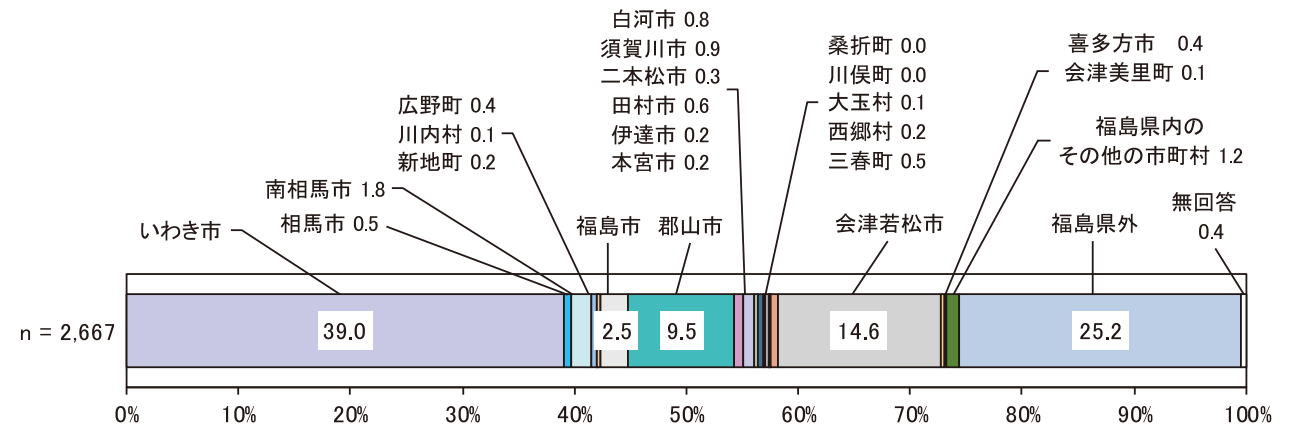
基本属性 【年代】



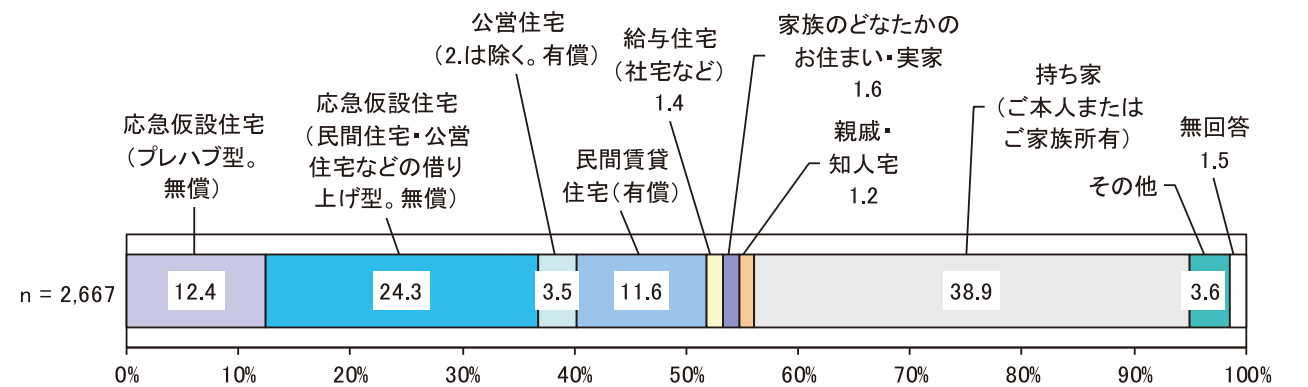
注：「n」とは、質問に対する回答者数で、100%が何世帯の回答に相当するかを示すものである（次ページ以降同じ）。

避難状況

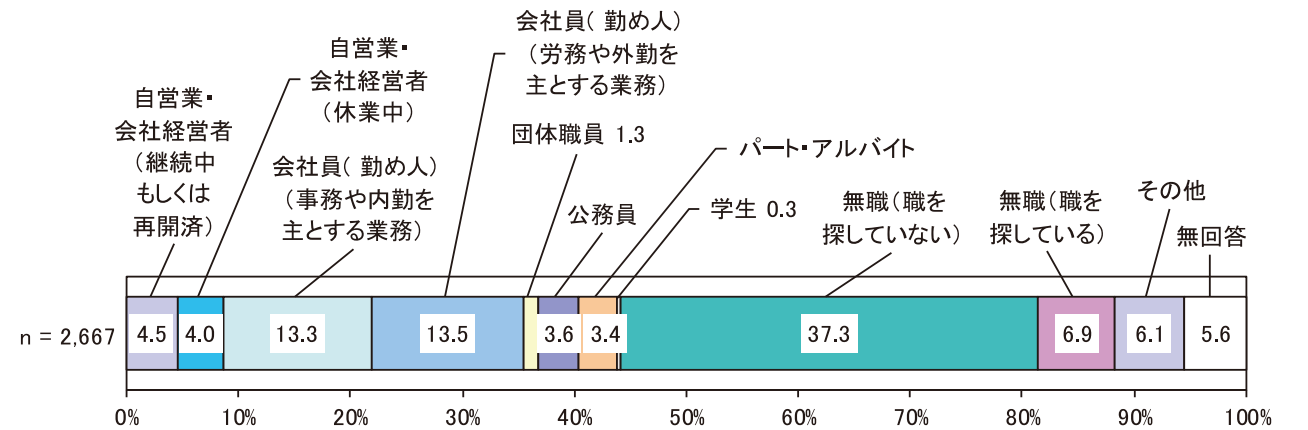
避難先自治体（問5）



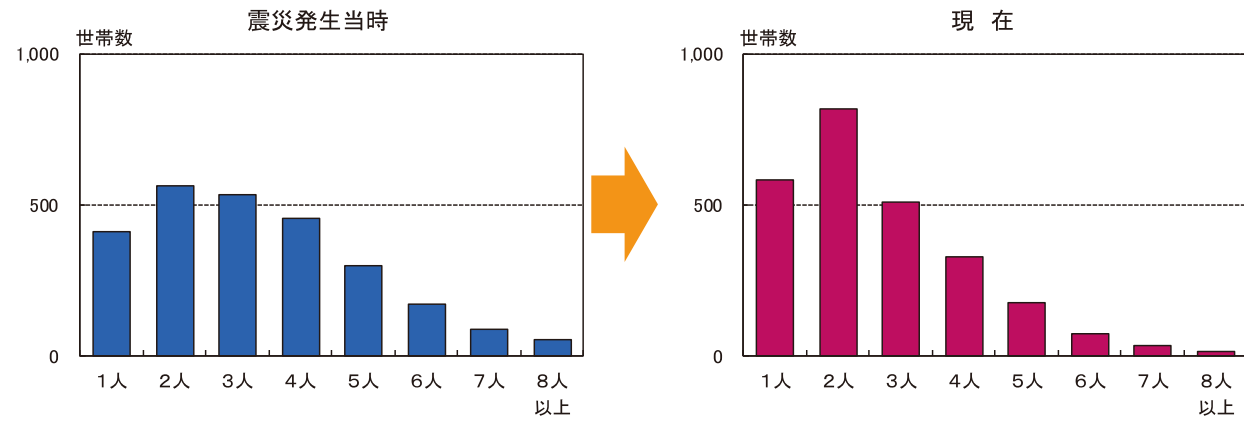
現在の住居形態（問7）



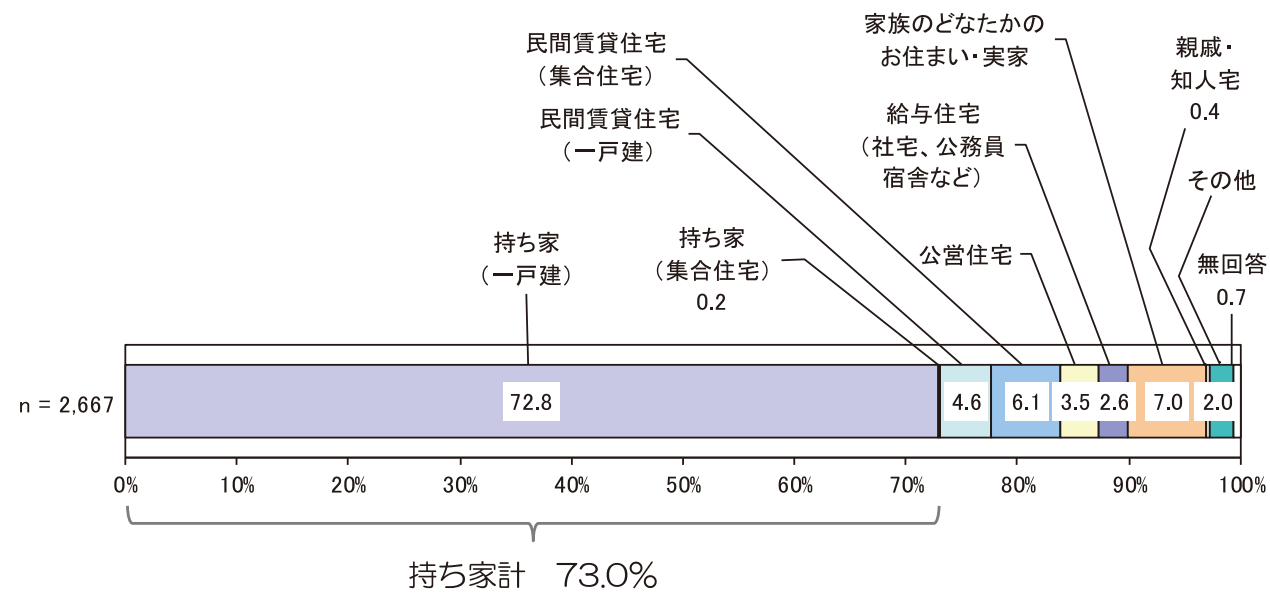
職業（問2(1)）



世帯人数 (問6(1)・(2))

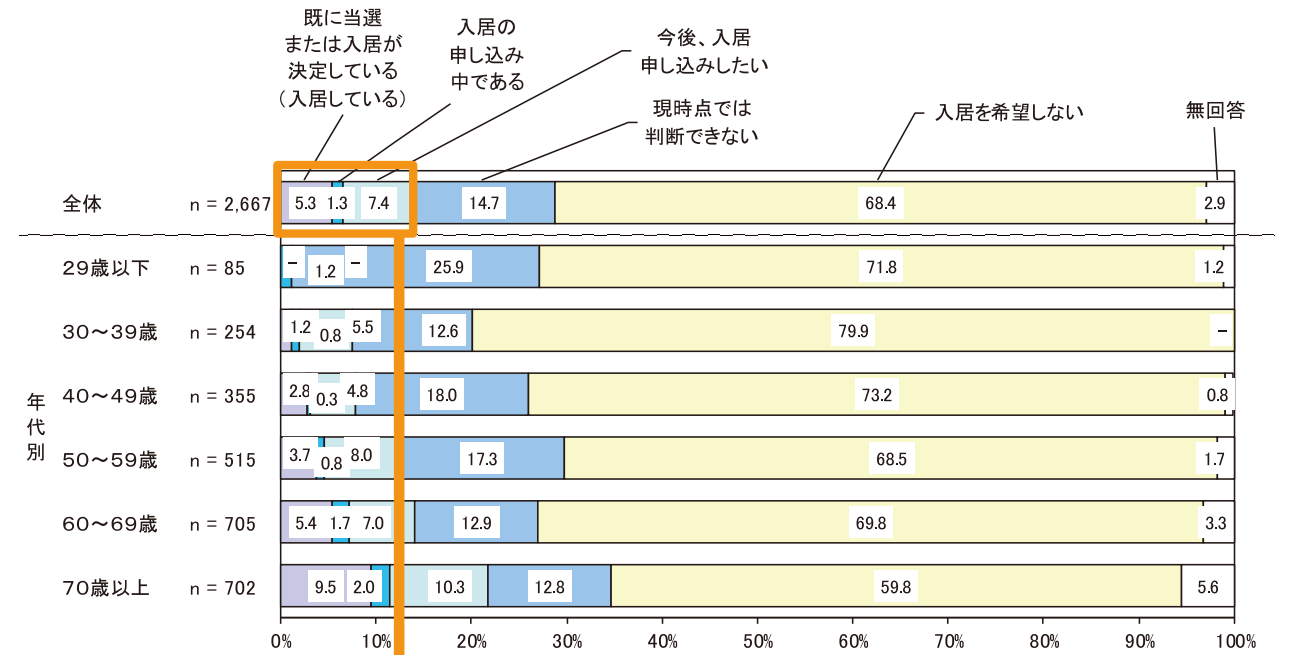


震災発生当時の住居形態 (問4)

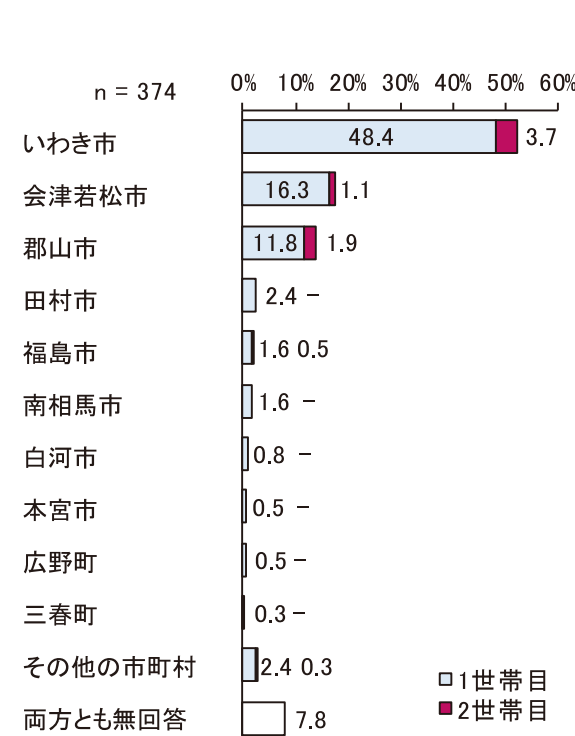


復興公営住宅について

入居希望状況 (問8)



入居を希望する自治体 (問8-1)



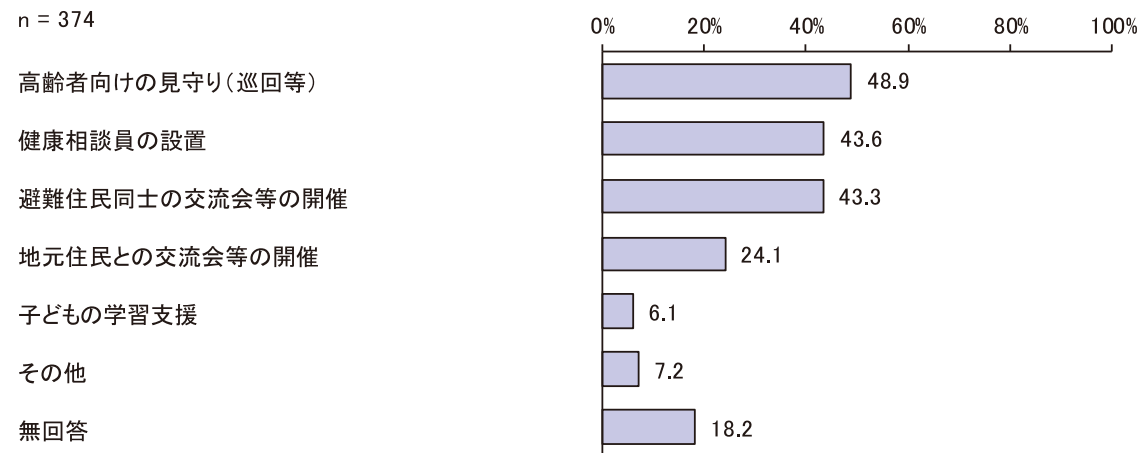
※問8で「既に当選または入居が決定している (入居している)」「入居の申し込み中である」「今後、入居申し込みしたい」と回答した方のみ

	1世帯目		2世帯目		* 総数
	構成比	回答数	構成比	回答数	
いわき市	48.4%	181	3.7%	14	195
会津若松市	16.3%	61	1.1%	4	65
郡山市	11.8%	44	1.9%	7	51
田村市	2.4%	9	-	-	9
福島市	1.6%	6	0.5%	2	8
南相馬市	1.6%	6	-	-	6
白河市	0.8%	3	-	-	3
本宮市	0.5%	2	-	-	2
広野町	0.5%	2	-	-	2
三春町	0.3%	1	-	-	1
その他の市町村	2.4%	9	0.3%	1	10
合計		324		28	352

*「総数」は、1世帯目の「回答数」と2世帯目の「回答数」の合計値である

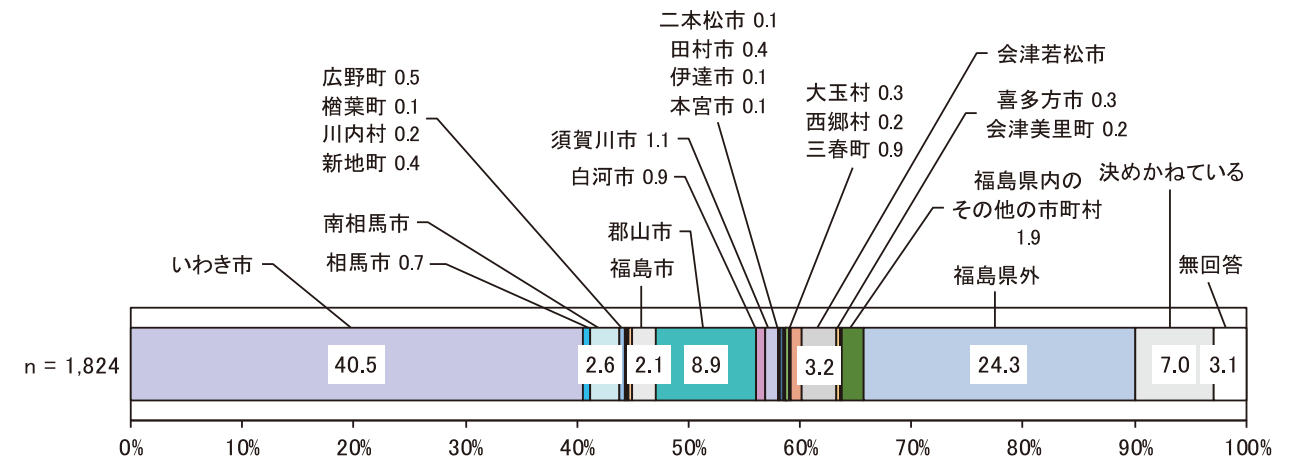
入居する場合に必要なサービス（問8-2）

※問8で「既に当選または入居が決定している（入居している）」「入居の申し込み中である」「今後、入居申し込みしたい」と回答した方のみ



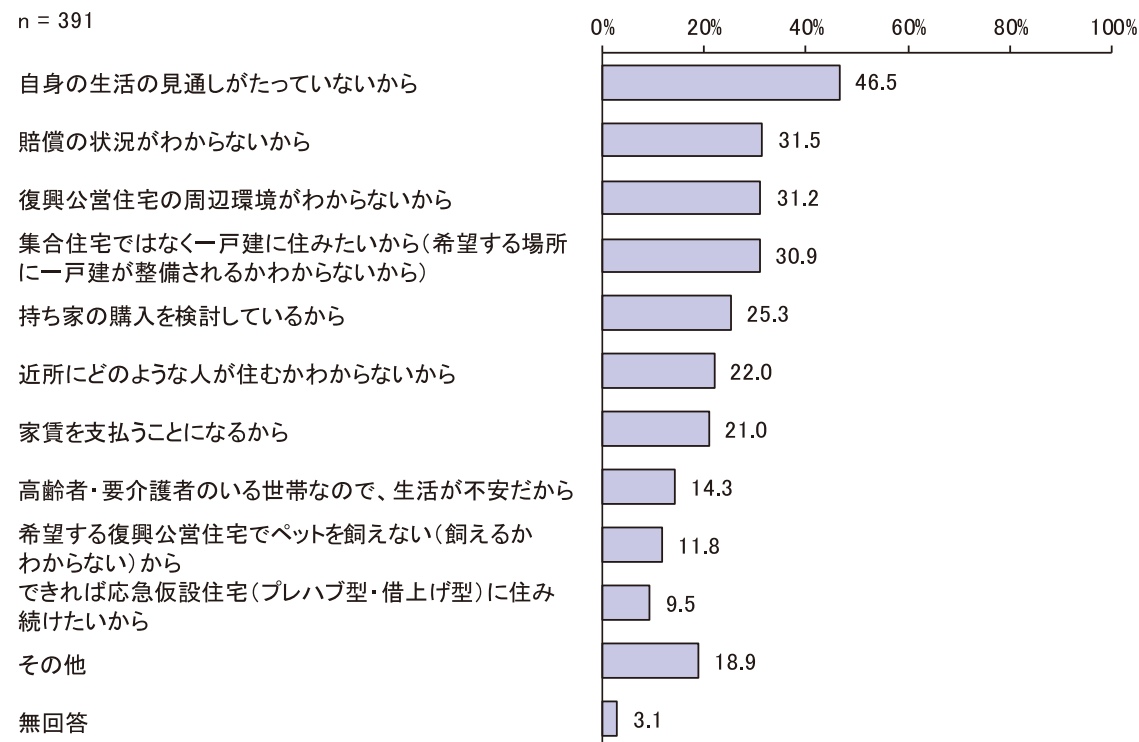
入居しない方が居住を希望する自治体（問8-4）

※問8で「入居を希望しない」と回答した方のみ



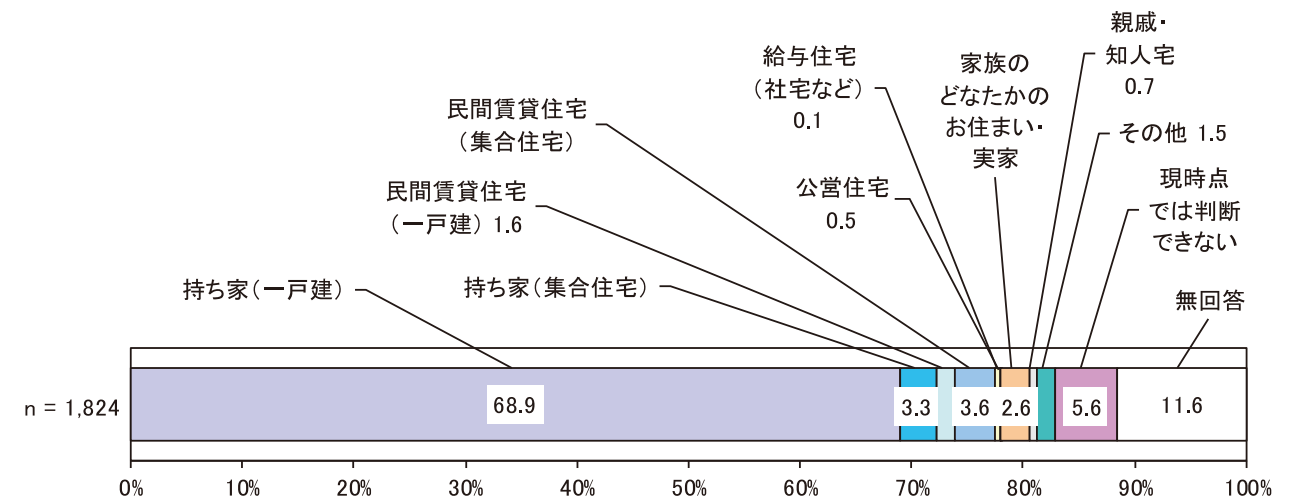
入居を判断できない理由（問8-3）

※問8で「現時点では判断できない」と回答した方のみ



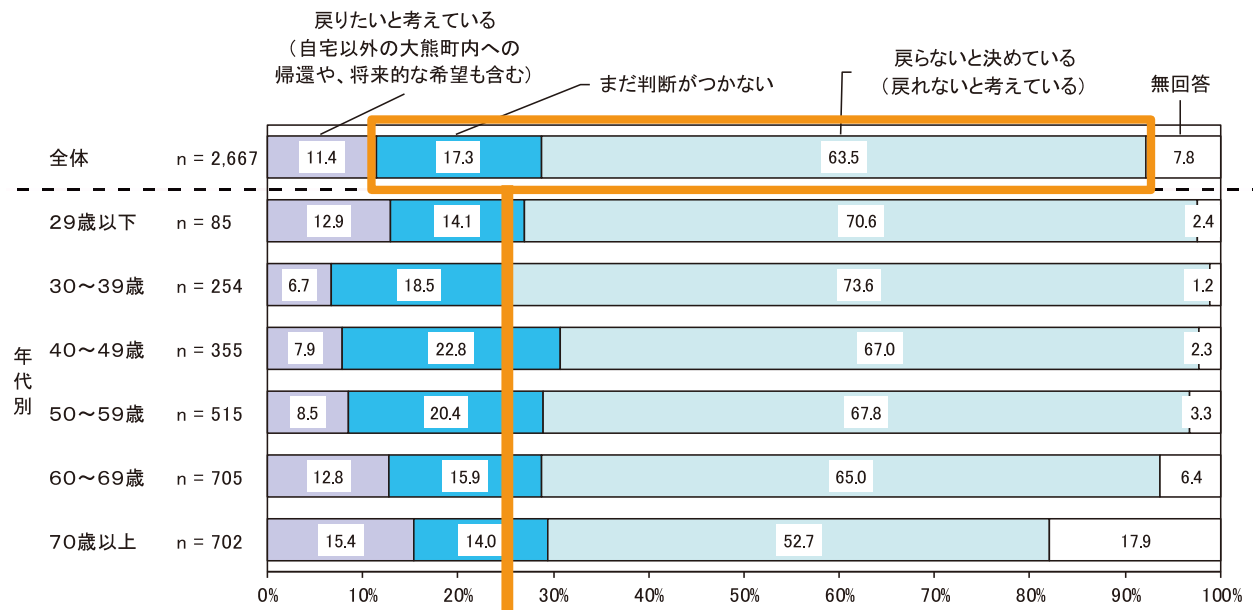
入居しない方が希望する住居形態（問8-5）

※問8で「入居を希望しない」と回答した方のみ



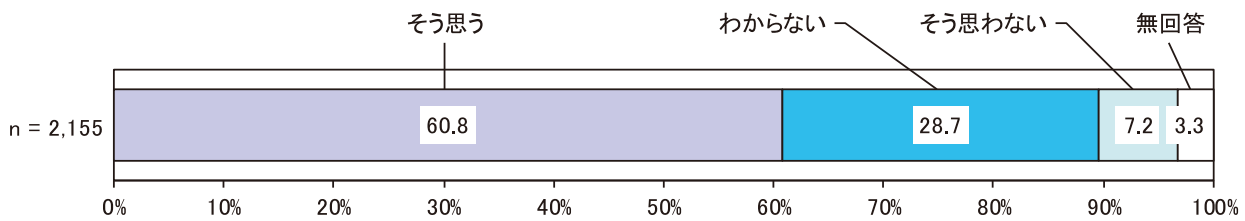
将来の意向

帰還の意向（問9）



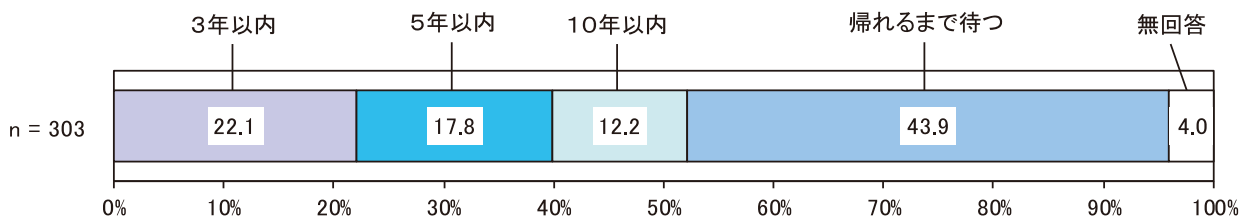
大熊町とのつながりを保ちたいか（問9-3）

※問9で「まだ判断がつかない」「戻らないと決めている（戻れないと考えている）」と回答した方のみ



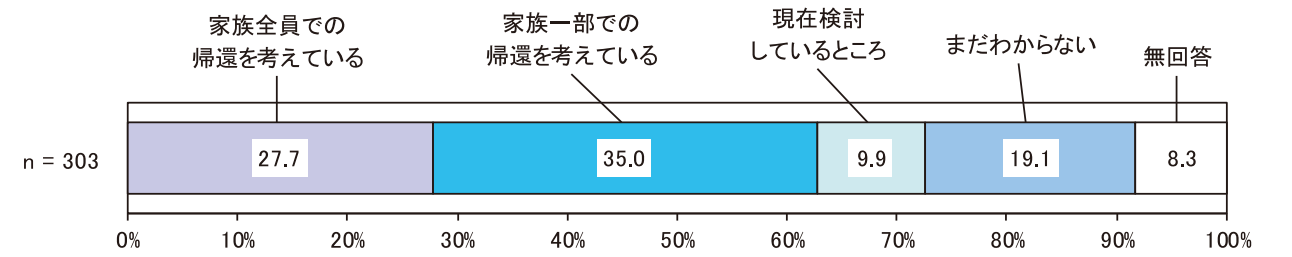
帰還まで待てる年数（問9-1-1）

※問9で「戻りたいと考えている（自宅以外の大熊町への帰還や、将来的な希望も含む）」と回答した方のみ



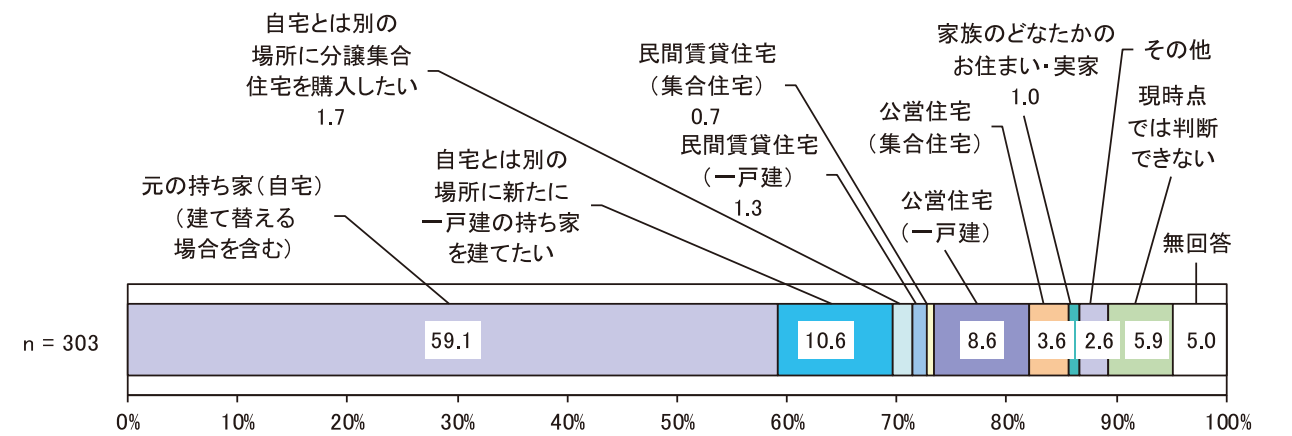
帰還する場合の家族（問9-1-2）

※問9で「戻りたいと考えている（自宅以外の大熊町への帰還や、将来的な希望も含む）」と回答した方のみ



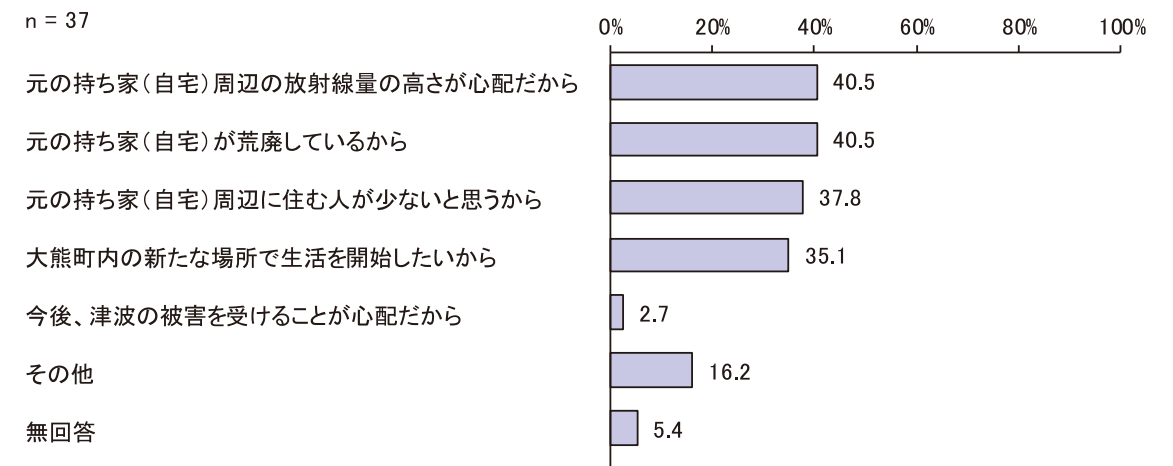
帰還した場合の住居形態（問9-4）

※問9で「戻りたいと考えている（自宅以外の大熊町への帰還や、将来的な希望も含む）」と回答した方のみ



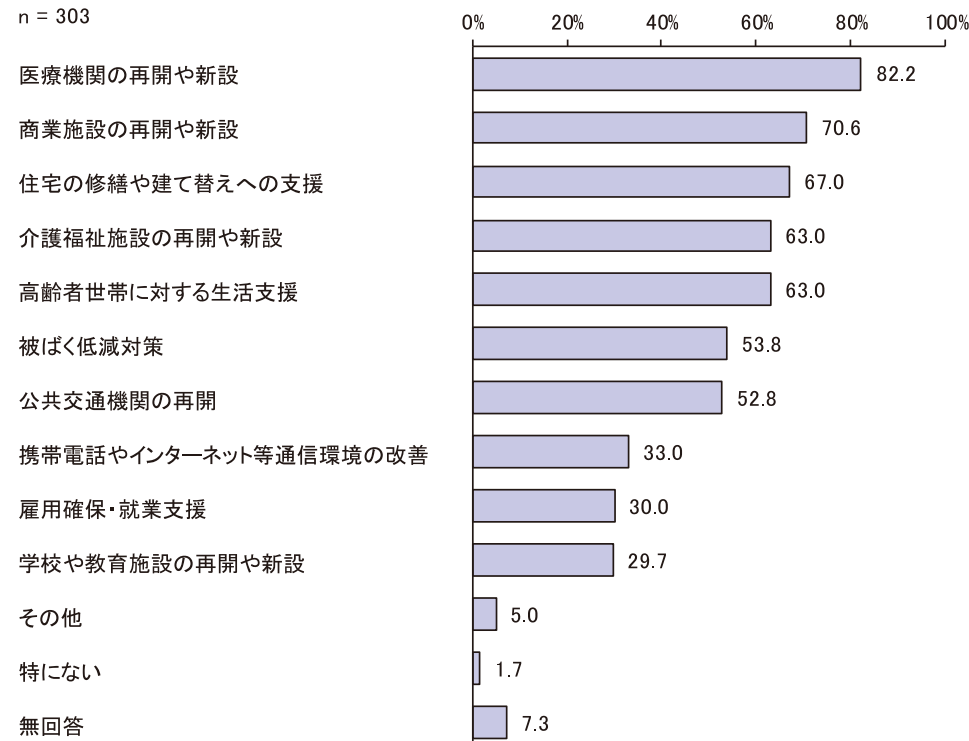
元の持ち家以外を希望する理由（問9-5）

※問9-4で「自宅とは別の場所に新たに戸建の持ち家を建てたい」「自宅とは別の場所に分譲集合住宅を購入したい」と回答した方のみ



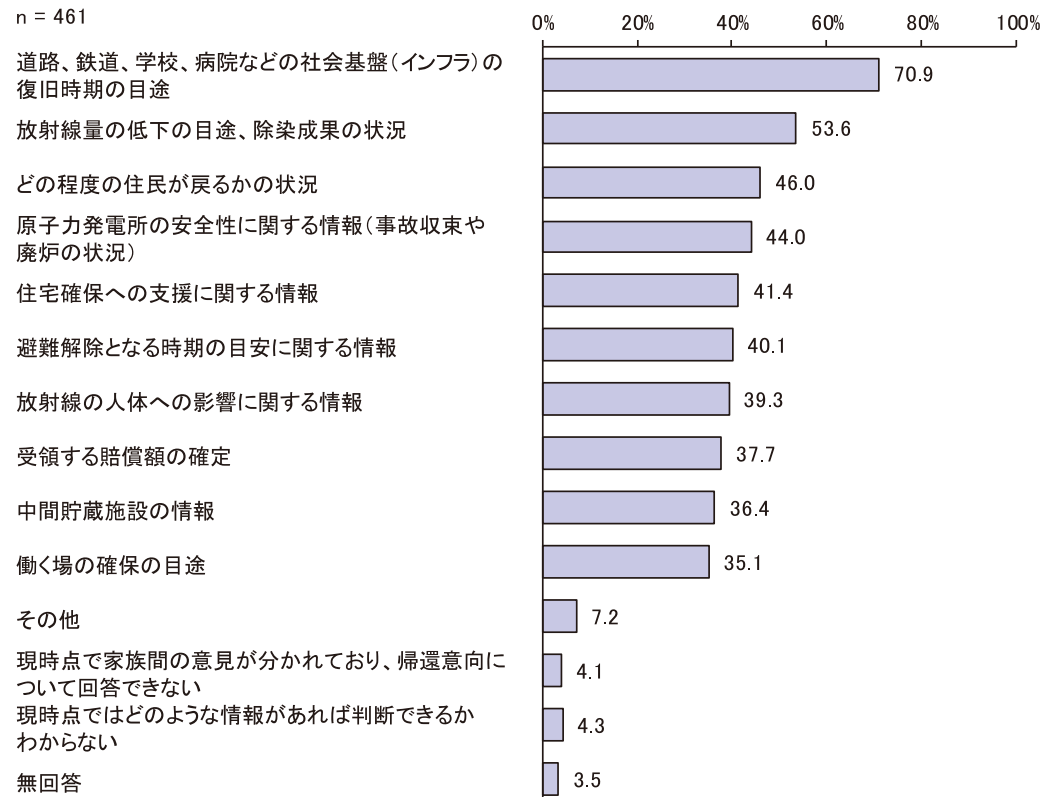
帰還する場合に希望する行政の支援（問9-6）

※問9で「戻りたいと考えている（自宅以外の大熊町への帰還や、将来的な希望も含む）」と回答した方のみ



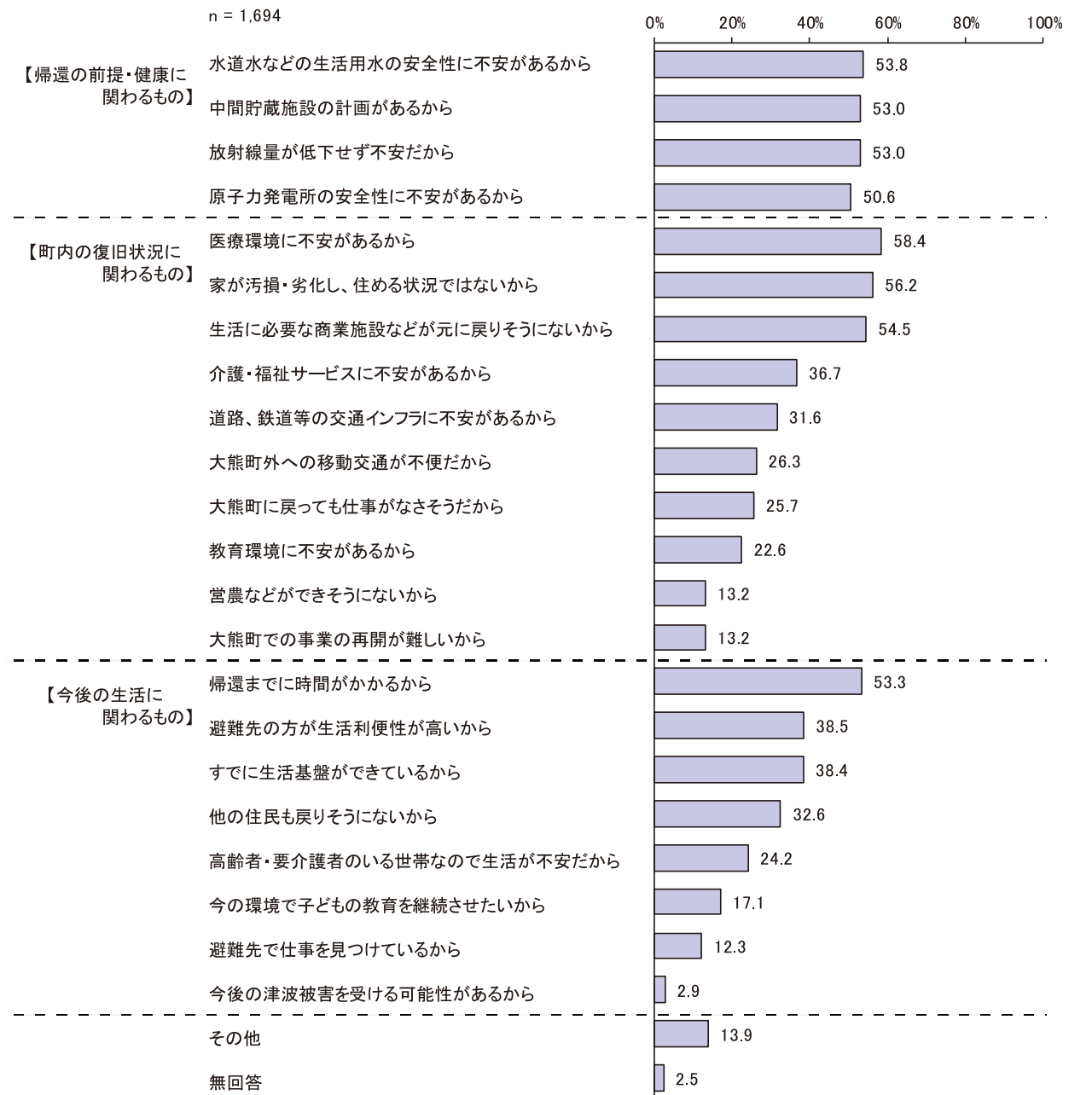
帰還を判断する上で必要な情報（問9-2）

※問9で「まだ判断がつかない」と回答した方のみ



戻らないと決めている理由（問9-7）

※問9で「戻らないと決めている（戻れないと考えている）」と回答した方のみ



損害賠償等

東京電力福島第一原子力発電所事故による損害に対する賠償項目一覧

(大熊町民用として東京電力が作成:平成28年11月1日号 広報誌同封)

個人さまへの主な賠償項目の概要

◆ 対象となる方

○ 対象となる損害

賠償項目	内容	賠償対象期間
避難生活等による精神的損害	◆本件事故時点において、大熊町に生活の本拠を有していた方 (本件事故以降にお亡くなりになられた方や避難期間中に出生された方等については個別にご事情をお聞かせください) ○「避難等」によって被られた精神的苦痛に対する損害 ○避難生活等による生活費の増加費用	～H29.5.31
避難生活等による精神的損害 (要介護者さま等への増額)	◆本件事故時点において、大熊町に生活の本拠を有していた方で、日常生活を送るにあたり介護等が必要とされる要介護状態等のご事情をお持ちの方で、避難生活等においてご負担が大きいと認められる方(介護者さま含む) ○要介護状態等のご事情をお持ちであることにより、「避難等」によって被られた精神的苦痛に対する損害	～H29.5.31 ※ただし、「避難生活等による精神的損害」の賠償について合意されている期間内で、要介護状態等のご事情をお持ちの期間となります。
移住を余儀なくされたことによる精神的損害	◆本件事故時点において、大熊町に生活の本拠を有していた方 ◆避難指示区域見直し時点もしくはH24.6.1のうち、いずれか早い時点において避難等対象者である方 (本件事故以降にお亡くなりになられた方や避難期間中に出生された方等については個別にご事情をお聞かせください) ○本件事故にともない長年住み慣れた住居および地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、当該地域における生活の断念を余儀なくされたことによる精神的苦痛	—
その他実費等 (避難・帰宅等にかかる費用相当額)	◆本件事故時点において、大熊町に生活の本拠を有していた方 (本件事故以降にお亡くなりになられた方や避難期間中に出生された方等については個別にご事情をお聞かせください) ○避難・帰宅費用 避難またはご帰宅にともない負担された交通費、宿泊費、家財道具移動費用 ○一時立入費用 一時立入の際に負担された交通費、宿泊費、家財道具移動費用 ○検査費用(人) 本件事故が生じたことにより発生した健康診断費用、放射線検査費用 ○検査費用(物) 避難等対象区域内の財物の所有者で、本件事故が生じたことにより発生した放射線検査費用 ○その他 他の賠償項目以外で、「本件事故」に起因する損害 (知人・親戚宅への宿泊実費分、礼金、仲介手数料、駐車場代、同一世帯内での移動費用、避難生活等にもなる物品全般購入費用、証明書取得費用)	～H30.3.31
その他実費等 (家賃にかかる費用相当額)	◆本件事故時点において、大熊町に生活の本拠を有していた方 ○「避難等」にともない発生した家賃	～H30.3.31 ※賃貸借契約の契約期間を最長として、帰還もしくは移住の予定時期までとなります。

就労不能損害	◆本件事故時点において避難指示区域内に生活の本拠またはお勤め先があった方のうち、避難等によって就労が困難となり、減収等を生じた方 (本件事故時点で就職・復職を予定していた方含む) ○「避難等」によって就労が困難となったことにより生じた給与等減収額、通勤交通費増加分	～H27.2.28 (H26.3～H27.2は就労意思のある方) ※H27.3以降に関しては最長12ヶ月の範囲で個別のご事情に応じて対応させていただきます。
生命・身体的損害 *生命・身体的損害による就労不能損害含む	◆避難等を余儀なくされたために、傷害を負い健康状態が悪化し疾病にかかった避難等対象者の方 ◆健康状態の悪化等を防止するために医療費等を支払った避難等対象者の方 ○医療費や入院にかかる交通費などの付随費用、入院にともなう慰謝料	—
自主的避難	◆本件事故時点において、大熊町に生活の本拠を有しており、避難等対象区域または自主的避難対象区域に避難または滞在されていた方のうち、妊娠されていた方、および18歳以下の方 ○自主的避難等を行った場合に生じた精神的苦痛や生活費の増加費用等	H23.4.23～H24.8.31

財物に関わる主な賠償項目の概要

◆ 対象となる方

○ 対象となる損害

賠償項目	内容	賠償対象期間
宅地・建物・借地権	◆本件事故発生時点において避難指示区域内に賠償の対象となる資産を所有されていた方 (上記の方から本件事故発生日以降に相続により賠償対象資産を取得し、相続登記された方も対象) ○本件事故発生時点で避難指示区域内に存在していた宅地および借地権について、避難指示期間中に生じた価値の減少分 ○また、建物については、避難指示期間中に生じた価値の減少分、避難指示期間中の経年にもなる価値減少分、管理不能にもなる価値減少の原状回復費用	—
住居確保費用 (持ち家・借家)	◆本件事故発生時点において帰還困難区域または大熊町もしくは双葉町の居住制限区域もしくは避難指示解除準備区域にある持ち家にお住まいであった方 ◆本件事故発生時点において避難指示区域内の借家にお住まいであった方 ○持ち家にお住まいであった方 移住される際の住宅や宅地の購入費用 ○借家にお住まいであった方 移住される先で新たな住居を確保するための費用	—
家財	◆本件事故発生時点において避難指示区域内に居住されていた方 ◆本件事故発生時点において避難指示区域外に居住されていたものの避難指示区域内に住宅を所有または賃借されていた方 ○本件事故発生時点において、避難指示区域内の住宅に所有されていた家財について、持ち出すことができず価値が喪失した家財の時価相当額、および避難等による管理不能等により毀損した家財の原状回復費用	—
田畑	◆本件事故発生時点において避難指示区域内に対象となる資産を所有されていた方 (上記の方から本件事故発生日以降に相続により賠償対象資産を取得し、相続登記された方も対象)	—

田畑	○本件事故発生時点において避難指示区域内に存在していた田畑の避難指示期間中に生じた市場価値の減少分	
宅地・田畑以外の土地	◆本件事故発生時点において避難指示区域内に対象となる資産を所有されていた方 (上記の方から本件事故発生日以降に相続により賠償対象資産を取得し、相続登記された方も対象)	—
	○本件事故発生時点において避難指示区域内に存在していた宅地・田畑以外の土地について、避難指示期間中に生じた市場価値の減少分	
立木	◆本件事故発生時点において避難指示区域内に対象となる資産を所有されていた方 (上記の方から本件事故発生日以降に相続により賠償対象資産を取得し、相続登記された方も対象)	—
	○本件事故発生時点において、対象区域内に存在していた立木に生じた市場価値の喪失分	
墓石	◆本件事故発生時点において、避難指示区域内に存在していた墓石等を所有している祭祀の主宰者である個人の方で実際に墓石等の原状回復費用(修理費用)または移転費用をご負担された方	—
	○本件事故発生時点において、避難指示区域内に存在していた墓石等の修理または移転に要した費用	
車両	◆本件事故時点で旧警戒区域・帰還困難区域に存在していた自動車を所有されていた方、または使用されていた方	—
	○管理不能や持ち出しができない等により使用不能となった価値の喪失または減少分 ○管理不能となり故障した自動車のうち、修理して使用可能となった自動車の修理費用	

個人事業主さまへの賠償項目の概要

- ◆ 対象となる方
- 対象となる損害

賠償項目	内容	賠償対象期間
営業損害 (追加的費用含む)	◆政府による避難指示等以前に事業を開始されている(されていた)個人事業主さま ◆「避難等対象区域」で事業の全部または一部を行っている(行っていた)個人事業主さま	—
	○避難指示等に伴う減収分及び追加的費用 ※H27.3以降も被害の継続が認められる方については将来にわたる損害を一括して賠償	
償却・棚卸資産	◆避難指示区域でお支払い対象となる償却資産・棚卸資産を所有されていた個人事業主さま	—
	○本件事故発生時に、避難指示区域に所有され、持ち出されていない償却資産について、本件事故による避難等に伴う経年または管理不能による財物価値の減少額	
農業	◆避難等対象区域内において、本件事故時点で農業を営んでおり、避難等により損害を被られた個人事業主さま	—
	○避難指示等に伴う減収分及び追加的費用	

義援金

○国・県から配分された義援金の支給対象者

平成23年3月11日時点で、大熊町に生活の実態を有するもので、基準日時点で存命されている方。
(特例として対象)
・平成23年12月31日までに生まれた子供
・学生(住民票の有無による不公平をなくするため)

○大熊町に直接寄せられた義援金の支給対象者

平成23年3月11日時点で、大熊町に住民票を有していた方

○過去の義援金支給時期

	義援金名称	時 期
1	国義援金、県義援金	平成23年5月～
2	国県義援金二次配分、大熊町義援金	平成23年8月～
3	国県義援金二次追加配分	平成23年11月～
4	大熊町生活支援金	平成23年12月～
5	国県義援金二次追加配分(2回目)	平成24年4月～
6	国県義援金二次追加配分(3回目)	平成24年9月～
7	国県義援金二次追加配分(4回目)	平成25年8月～
8	国県義援金二次追加配分(5回目)、大熊町義援金追加配分	平成26年10月～
9	国県義援金二次追加配分(6回目)、大熊町義援金追加配分(2回目)	平成28年4月～

○義援金支給状況について

	単価	支給済数	支給済額	備考
第一次国県義援金				
国 義 援 金	350,000円	4,803世帯(+46件)	1,697,150,000円	死亡・行方不明46件支給
県 義 援 金	50,000円	4,803世帯	240,150,000円	
第二次国県義援金				
国 県 義 援 金	254,000円	12,121人	3,079,226,000円	※災害遺児2件該当のため、災害遺児2件(人)分1,000,000円を含む
国県義援金追加配分	52,000円	12,119人	630,188,000円	
国県義援金追加配分(2回目)	13,000円	11,979人	155,727,000円	以降、長期出張者は対象外
国県義援金追加配分(3回目)	22,000円	11,959人	263,098,000円	
国県義援金追加配分(4回目)	36,000円	11,717人	421,812,000円	基準日で存命の方を対象
国県義援金追加配分(5回目)	15,000円	11,629人	174,435,000円	
国県義援金追加配分(6回目)	8,000円	11,452人	91,616,000円	平成28年7月6日現在
大熊町に寄せられた義援金				
大 熊 町 義 援 金	20,000円	11,541人	230,820,000円	
大 熊 町 生 活 支 援 金	5,000円	11,541人	57,705,000円	義援金財源は支給単価30,000円の内5,000円
大熊町義援金追加配分	5,000円	11,180人	55,900,000円	
大熊町義援金追加配分(2回目)	2,000円	11,027人	22,054,000円	平成28年7月6日現在

大熊町第二次復興計画(平成27年3月策定)の概要

1. 策定に当たっての考え方や基本理念

- ▶ 大熊町復興まちづくりビジョンや第一次復興計画策定後の環境変化を踏まえ、**今後10年程度**において取り組むべき施策・事業を整理しました。
- ▶ 本計画は、「町民生活支援」「町土復興」を2本柱とし、「**避難先での安定した生活**」と「**帰町を選択できる環境づくり**」を目指します。
- ▶ 本計画は、「**東日本大震災発生時に大熊町町民であった全ての人及び事業者**」を対象としています。

● 図1 第一次復興計画策定後の主な環境変化と今後想定される環境変化



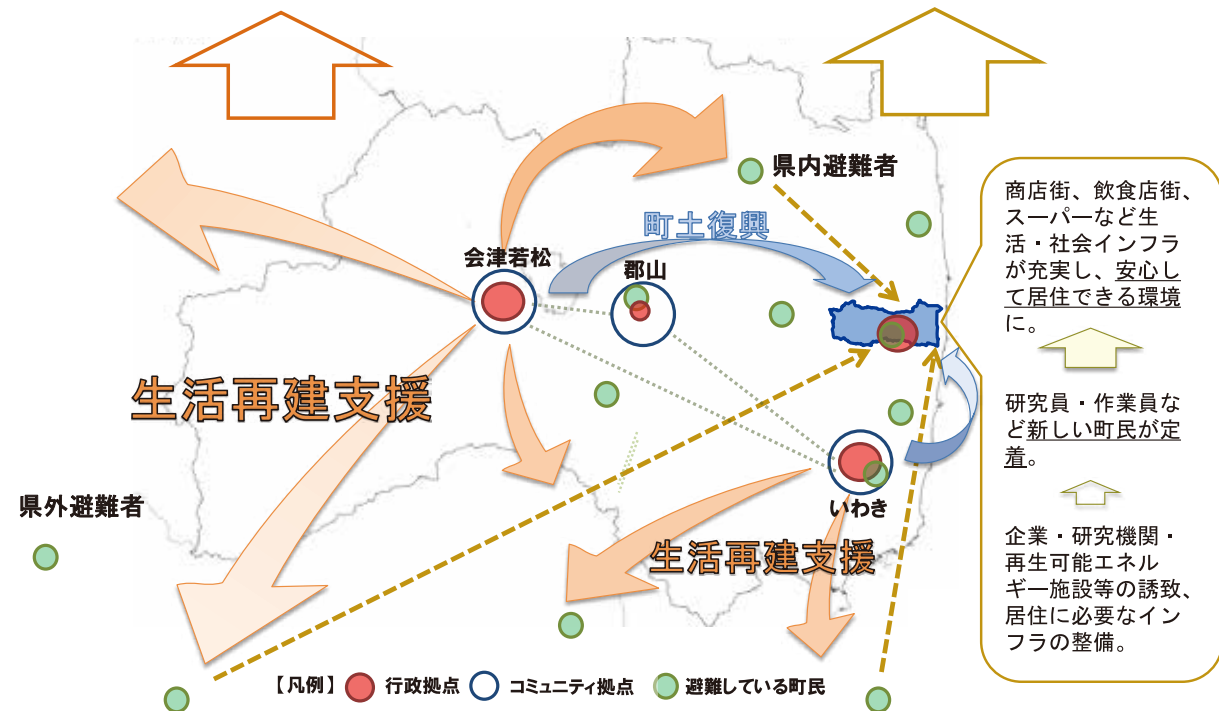
● 図2 第二次復興計画の理念と概念図

避難先での安定した生活(生活再建支援)

- 長期に渡る避難生活において、町民の皆さまが避難先で少しでも安定した生活を送ることができるよう、ニーズに応えた生活再建支援策を実施していきます。

帰町を選択できる環境づくり(町土復興)

- 企業・研究機関などの誘致を進め、新しい町民の皆さまの定着を通じて、スーパーなどの生活・社会インフラを充実させ、安心して居住できる環境づくりを進めていきます。
- このことを通じて、最終的に町民の皆さまに対し、「帰町を選択できる環境」の提供を実現していきます。



2. 「行政拠点」と「コミュニティ拠点」の配置

- ▶ 福島県内を中心に、大熊町の**役場機能を置く「行政拠点」**を配置し、町民の皆さまそれぞれの**生活をサポートし、集うことのできる「コミュニティ拠点」**を設置します。
- ▶ 可能な限り多くの地域で、より多くの町民の皆さまが**周辺地域の住民の方々と共に集い、交流すること**ができるよう、地区周辺における機能集積の度合いや、居住する町民数、行政拠点からの距離等を踏まえ、**各地域の実情に対応したサービスの提供**を目指していきます(図4、5参照)。

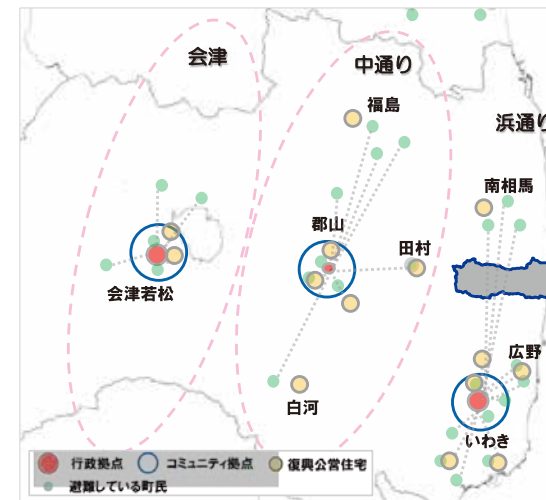
● 行政拠点の配置について

- ▶ 当面の行政拠点は、「**会津若松市**」と「**いわき市**」に設置することを想定しています。
- ▶ 町民の皆さまから多く寄せられるご要望に応え、**いわき出張所における行政機能の充実**を図ります。
- ▶ また、平成29年度までには、二本松市に設置されている**中通り連絡事務所**を、**郡山市**に移転する予定です。
- ▶ さらに、町土復興の進捗を見ながら、大川原地区への行政拠点の設置を進めます。

● コミュニティ拠点の配置について

- ▶ 皆さまが集まって交流することのできる「**コミュニティ拠点**」を、**会津若松市(会津)・郡山市(中通り)・いわき市(浜通り)**の3箇所に設置します。
- ▶ その他の避難地域においても、復興公営住宅の集会所や、多くの避難者の方々が集まる地域でのイベントの開催等を通して、**町民コミュニティの形成**を維持・促進します。
- ▶ これらのコミュニティに対して復興支援員の派遣などを実施し、町民の皆さまが相互に**自立を支え合い、絆を育むこと**のできる**コミュニティが育つ環境づくり**を進めていきます。

● 図3 行政拠点・コミュニティ拠点の配置イメージ



● 図4 各コミュニティの繋がリイメージ



● 図5 コミュニティごとの主な機能など

類型	コミュニティ拠点での支援 (コミュニティ拠点型)	復興公営住宅での支援 (サテライト型)	巡回型イベントでの支援 (巡回型)
立地条件	会津若松・郡山・いわき市の避難者の多い自治体	復興公営住宅の集会所を活用	コミュニティ施設や復興公営住宅は設置されていないものの、一定程度の町民が集住している地域でイベント形式で実施。
想定される立地地区の候補	会津若松市、郡山市、いわき市	福島市、南相馬市、田村市、広野町、白河市など	県内で一定程度の町民が集住している地域(喜多方市、相馬市)及び県外のイベントスペース
主な機能・サービス	<ul style="list-style-type: none"> 交流サロン(交流会、学習会、相談会等のイベントを開催可能) 健康診断・介護予防 高齢者サポート拠点 子ども支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> 集会所(交流会、学習会、相談会等のイベントを開催可能) 町役場や避難先での生活情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 交流会、相談会等のイベント(年に1~2回程度開催)
想定されるサービスレベル	<ul style="list-style-type: none"> 相当規模の収容能力を持つ集会所 数名の常勤スタッフが常駐 	<ul style="list-style-type: none"> 十~数十名規模の収容能力の集会所 コミュニティ拠点や社会福祉協議会のスタッフが必要に応じて巡回 	<ul style="list-style-type: none"> 非常設(年1~数回等)で会場賃借によりイベントを開催 規模は地区により異なる

3. 「帰町を選択できる環境」の提供に向けた基本方針

- 町土復興を考えるにあたっては、町の西部と東部で状況が異なることから、JR常磐線の西側と東側の大きく2つのエリアに分けて検討します。
- **平成30年度を目標**とし、大熊町復興拠点(大川原地区)に、「住める環境」の整備を目指します。

● JR常磐線の西側のエリアの整備の方向性

- ・大川原地区では、平成30年度を目標に、生活インフラの整備を進めていきます。
- ・その他の地区は、避難指示区域の見直しを視野に入れながら除染を実施し、線量の低減を図っていきます。

◆整備を推進する主な地区

(ア)大熊町復興拠点(大川原地区)

- ・植物工場や太陽光発電施設、研究機関、事務所等の誘致
- ・産業集積エリア(大熊西工業団地)の整備の検討
- ・町民交流施設や休憩施設、町営墓地等の整備
- ・防災拠点の整備
- ・生活インフラの充実
- ・復興公営住宅、簡易集合住宅、ゲストハウスなどの住宅の整備

(イ)大熊町復興拠点(下野上地区)

- ・400haの土地について本格除染を推進
- ・長期間使用できない土地の代替地等や事業用地を確保
- ・追加IC設置、JR常磐線と大野駅の復旧
- ・事業・行政機能の再整備

(ウ)中屋敷地区

- ・自然を活かして気候に合った独自の整備

(エ)野上地区

- ・随時本格除染
- ・将来的に水耕栽培施設の団地化

(オ)熊地区

- ・随時本格除染

● 図6 2025年(平成37年)の大熊町復興拠点(大川原地区)と周辺(イメージ)



● JR常磐線の東側のエリアの整備の方向性

- ・第二次復興計画期間中は空間放射線量が高い状況であるため、現時点では将来の土地利用を詳細に示すことが出来ません。
- ・除染を推進します(インフラ整備は空間放射線量の低下を踏まえて判断します)
- ・沿岸部は津波対策を行い、自然保護ゾーンとし、復興祈念公園などを設けます
- ・中間貯蔵施設の設置、除染廃棄物の輸送に対する安全対策を進めます

● 図7 2025年(平成37年)の大熊町の姿(イメージ)



4. 計画期間中に取り組む施策・事業と重点施策

- 町民の皆さまのご意見等を参考に、「町民生活再建支援」に重点を置きつつ、町として取り組むべき施策・事業を検討し、分野ごとに整理しました。
- これらの施策・事業を、**概ね3年後、5年後、10年後という時系列**に位置付けました。
- また、これらを一体的・効率的かつ着実に推進するため、**分野横断的な6つの重点施策**を設定しました。

● 6つの重点施策と事業テーマ別施策・事業の全体像

分野横断的に実施する重要施策

- (1) 暮らしの快適性向上プロジェクト
- (2) 大熊町の次世代育成プロジェクト
- (3) ふるさととのおきずなづくりプロジェクト
- (4) いわき出張所機能拡充プロジェクト
- (5) 大川原を起点とした町土復興プロジェクト
- (6) 安心・安全なまちづくりプロジェクト

事業テーマ	～3年後 (平成27年4月～平成30年3月)	～5年後 (平成30年4月～平成32年3月)	～10年後 (平成32年4月～平成37年3月)	
町民生活再建支援	①住まい	復興公営住宅等への入居支援。	復興公営住宅等への移転を完了し、暮らしの快適性を高める。	
	②医療・福祉	コミュニティ拠点を中心に医療・福祉環境を提供・拡充。	復興公営住宅などでのコミュニティ形成。生きがいを再発見できる、憩いや活動の場づくり。	大熊町での医療・福祉環境の提供・拡充。
	③産業・雇用・生きがい・コミュニティ	復興公営住宅などでのコミュニティ形成。生きがいを再発見できる、憩いや活動の場づくり。	相談機能の拡充、町立学校の魅力向上などを図り、避難先における教育・子育てを支援。ふたば未来学園などでの学習プログラムの連携。	町内での事業再開と就業を支援。避難先と町内コミュニティの連携。
	④教育・子育て	相談機能の拡充、町立学校の魅力向上などを図り、避難先における教育・子育てを支援。ふたば未来学園などでの学習プログラムの連携。	コミュニティ拠点の交通機能の整備を検討し、買い物の利便性を高める。	大熊町での子育て・教育の検討。
	⑤交通・買物	コミュニティ拠点の交通機能の整備を検討し、買い物の利便性を高める。	避難生活を支える行政サービス等に関する情報発信を強化。	大熊町と各コミュニティ拠点を繋ぐ交通機能を整備。
	⑥情報	避難生活を支える行政サービス等に関する情報発信を強化。	町の復興に関する情報などを、多様なチャンネルで国内外に発信。SNS等の情報コミュニティの形成。	
大熊町土復興	①除染	帰還困難区域の本格除染の推進と、除染完了地区でのモニタリング・追加除染。	帰還困難区域の本格除染を段階的に推進。	
	②インフラ整備	大川原地区のインフラの整備を完了。	除染が完了した地区から、インフラ整備を推進。	
	③町土での生活・就業	産業・研究機関などの誘致を進め、居住に向けた基礎環境を整備。行政機能の立ち上げ。	インフラ・都市機能の拡充とともに、大野駅周辺等の機能回復。	

事業の一体的・効果的かつ着実な推進を図ります

● 計画実現に向けて

- 以下の事項に配慮し、町民の皆さまや外部主体に対して、復興に向けた理解と協力を求めていきます。

- ①事業の着実かつ効果的な推進
- ②国及び県からの強力な支援と連携の必要性
- ③双葉地方の広域連携や避難先自治体の連携の必要性
- ④民間活力の積極的な活用
- ⑤規制緩和の要望と制度の活用
- ⑥町民との協働による新しいまちづくり

● 今後の検討課題・留意事項

- 町にとって大きな環境変化を伴う外部要因や、課題に対しては、今後の状況変化を見据えながら、引き続き検討していきます。

- (1) 大きな環境変化を伴う要因への注視(外部要因)
- (2) 体制・マンパワーの確保(内部要因)
- (3) 今後の検討課題・留意事項
 - ①帰町を選択しない世帯・個人への支援策の検討
 - ②避難先自治体への住民異動も視野に入れた検討
 - ③自力での生活が困難な町民への支援重点化の検討
 - ④中間貯蔵施設によって土地・家屋を失う人向けの支援の検討
 - ⑤双葉地方における広域連携のための合同拠点等の検討